

燕市全天候型子ども遊戯施設設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月
燕 市

1. プロポーザルの概要

(1) 名称

燕市全天候型子ども遊戯施設設計業務公募型プロポーザル

(2) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル

2. 事務局

(1) 事務局

燕市 教育委員会 子育て支援課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL : 0256-77-8225 (ダイヤルイン) FAX : 0256-92-2119

E-mail : kosodate@city.tsubame.lg.jp

(2) 事務取扱時間等

土、日曜日及び祝祭日を除く 8 時 30 分から 17 時まで

(3) 電子メールの受付時間等

電子メールの受付については、指定された期間中とし、期間の最終日については(2)の事務取扱時間を超えた場合は、無効とする

3. 業務の概要

(1) 業務名

燕市全天候型子ども遊戯施設設計業務

(2) 業務内容

- ① 建築・遊具等の基本設計説明書及び基本設計図書の作成
- ② 建築・遊具等の遊び場の実施設計説明書及び実施設計図書の作成
- ③ 建築・遊具等の遊び場の工事費概算書及び工程計画書の作成
- ④ 担当事務局との月複数回の打合せ
- ⑤ 成果品の提出

(3) 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日 (金) まで

ただし、燕市議会の予算繰越の承認を受けた場合は、期間延長を行う

(4) 事業費

上限額 33,000 千円 (消費税含む)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない

4. 事業計画の概要

(1) 施設概要

①名称

(仮称) 全天候型子ども遊戯施設

②所在地

燕市大曲地内 (別紙参照)

③敷地面積

10,316.48 m²

④建物等概要

ア 本施設：木造又は鉄骨造 平屋建て 延べ面積：1,200～1,400 m²程度

イ 駐車場：8,900～9,100 m²程度

⑤用途地域

ア 都市計画区域内 無指定

イ 建ぺい率限度 70%

ウ 容積率限度 200%

⑥防火地域

無指定

⑦高度地区

無指定

⑧日影規制

無指定

(2) 施設設計概要

①本施設に必要な機能 (「燕市全天候型子ども遊戯施設整備基本構想」参照)

ア 遊具等遊び場

- ・子どもの年齢に応じた遊具等遊び場、ゾーニングの提案 (※特定テーマ1)
- ・障がいのある子もいない子も遊べる工夫 (※特定テーマ2)
- ・導入する遊具については下記を参考とすること

○必ず導入する遊具

大型トランポリン、複合アスレチック

○提案により導入する遊具

子どもに人気がある遊具、一度限りではなく、長く何度も遊べる遊具など、たくさん楽しめる遊具の提案をすること

※参考 その他に人気のあった遊具

0歳～3歳まで ボールプール、すべり台、ジャングルジム

4歳～6歳まで クライミング (ボルダリング) ネット遊具

7歳～12歳まで クライミング (ボルダリング) ネット遊具

イ 休憩及び見守りゾーン

親子で休憩したり、軽食等を喫食できるスペースを設置すること

ウ 付随機能の詳細について

(ア) 施設の運営・管理部門に係る機能について

- ・事務室（受付兼用も可とする）職員のための休憩室、会議室、倉庫、更衣室（男女）を設置すること。安全管理のため子どもが入れないような構造とすること
- ・他に必要と思われる機能があれば提案すること

(イ) 施設の利用者に係る機能について

- ・入口は風除室や庇など雨や雪を防ぐことができる設備を設置すること
- ・靴を脱いで遊ぶ施設のため、下足コーナー等の設備を設けること
- ・男女トイレ、子ども用トイレ、バリアフリートイレ、男女ともに使用できる授乳室（湯沸の設置を含む）を設置すること
- ・他に必要と思われる機能があれば提案すること

② 駐車場（外構）

- ・周辺施設との兼ね合いを考慮し、駐車台数 250 台以上、思いやり駐車場 3 台以上を設置すること。なお、駐車場西側には地下式調整池を設置する予定であるが、上部は駐車場として利用可能なものとする
 - ・建物入口付近に乗用車やマイクロバスの乗降ができるスペースを設置すること
 - ・構内には消雪パイプを設置すること。井戸の位置は敷地内に設置すること。なお、駐車場西側の地下式調整池上は設置不可である
 - ・暗くなった際の施設までの外灯を適宜設置すること
 - ・雨や雪など悪天候時でも、駐車場と施設の間を移動しやすい工夫をすること
- （※特定テーマ 3）
- ・他に必要と思われる機能があれば提案すること

(3) 施設運営等について

遊び場を利用する対象は、乳児から小学校高学年までを想定すること

(4) その他

建物設計に際しては、日照や子どもの遊び声など、敷地周辺の施設へ配慮した提案とすること

(5) 事業内容及び工程（予定）

「燕市全天候型子ども遊戯施設整備基本構想」第 6 章に掲載の通り

5. 関連資料

「燕市全天候型子ども遊戯施設整備基本構想」

6. 審査方式等

- (1) 本プロポーザルは、二段階方式で行う
- (2) 第一次審査は、担当事務局において参加表明書提出者の書類審査を行う
- (3) 第二次審査は、第一次審査で参加資格を有すると認められた者を対象に技術提案等の審査及びヒアリングを実施し、最も優れた1者（以下「優先交渉権者」という。）及び次点交渉権者1者をそれぞれ選定する

7. 本プロポーザルスケジュール

- (1) 公募開始の公示及び実施要領等配布
令和4年6月20日（月）
- (2) 質問書の提出期限
令和4年7月8日（金）
- (3) 質問の回答期限
令和4年7月13日（水）
- (4) 参加表明書等の提出期限
令和4年7月15日（金）
- (5) 第一次審査（書類審査）
令和4年7月中旬
- (6) 第一次審査結果通知
令和4年7月下旬
- (7) 技術提案書等の提出期限
令和4年8月下旬
- (8) 第二次審査（公開プレゼンテーション及びヒアリング）
令和4年9月上旬
- (9) 第二次審査結果通知
令和4年9月上旬から中旬
- (10) 契約締結
令和4年9月中旬

8. 参加資格要件

(1) 参加資格及び業務実施上の条件

- ①参加表明書提出時には、令和3・4年度燕市入札参加登録者名簿（建設コンサルタント）に登録されていること。登録が済んでいない場合は、参加表明書の提出期限までに令和3・4年度燕市入札参加申請書（建設コンサルタント）を用地管財課へ提出すること
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による、一級建築士事務所の登録を行っていること

- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しない者であること
- ④遊具設計等、業務の一部について、協力者を加えることは可とする。その協力者は他の参加者の協力者となることはできない。なお、協力者については、令和 3・4 年度 燕市入札参加登録者名簿（建設コンサルタント）に登録している必要はない
- ⑤中央官庁及び地方公共団体において、指名停止処分を受けている期間中でないこと
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者でないこと
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと

(2) 配置技術者の要件

- ①本業務の分担分野は、意匠、構造、電気設備、機械設備（空調設備・給排水衛生設備を含む）を適宜配置する
- ②管理技術者は、一級建築士であること
- ③管理技術者は参加表明書の提出者の組織に所属していること
- ④管理技術者とは本業務の全体を統括し、上記の代表事務所に所属している者をいう
- ⑤主任技術者とは管理技術者の下で、各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう
- ⑥管理技術者及び各主任技術者は、それぞれ 1 名であること
- ⑦管理技術者は各主任技術者を兼任しないこと。また、主任技術者は他の分野の主任技術者を兼任しないこと

9. 手続等

(1) 実施要領等の公表及び提出書類の様式等の配布

プロポーザル実施要領等は、燕市ホームページからダウンロードするものとする
燕市ホームページ：<https://www.city.tsubame.niigata.jp/>

(2) 参加表明書等の提出手続等

- ①参加表明書提出期限 令和 4 年 7 月 15 日（金）
 - ・事務局窓口での受付時間：土、日曜日及び祝祭日を除く 8 時 30 分から 17 時まで
 - ・期限を過ぎると一切受理しない
- ②提出場所
事務局
- ③提出書類及び提出方法
持参または郵送（受付期間内に必着、簡易郵便書留もしくは宅配便等配達記録が確認できるものに限る）

1 0. 第一次審査書類等に係る質問書の提出・回答

(1) 質問書の様式・提出場所・提出方法

①様式

質問書（様式 1）

②提出場所

事務局

③提出方法

質問書提出期限までに、2(1)に示す事務局の電子メール宛に送付する
質問書を送信する場合の件名は次のとおり統一すること

件名：**【質問書】全天候型子ども遊戯施設設計業務について**

※質問の内容について、事務局から問い合わせを行う場合がある

(2) 提出期限

令和 4 年 7 月 8 日（金）

(3) 回答方法

令和 4 年 7 月 13 日（水）までに燕市ホームページにおいて公開する

(4) その他

回答の内容は、この要領の追加または修正とみなす

1 1. 参加表明書・第一次審査用書類部数等

(1) 提出書類

①参加表明書（様式 2）

②事務所概要（様式 3）

③分野・資格別技術者数（様式 4）

④事務所の業務実績（様式 5）

⑤実施体制図（様式 6）

⑥管理技術者の経歴等（様式 7）

⑦主任担当技術者の経歴等（様式 8）

⑧協力事務所の名称等（様式 9）

※協力者がいない場合は提出する必要はない

⑨管理技術者の業務実績（様式 10）

⑩主任担当技術者の業務実績（様式 11）

※主任担当技術者に業務実績がない場合は提出する必要はない

(2) 作成方法

別紙「参加表明書等作成要領」による

1 2. 第一次審査

(1) 担当事務局において参加表明書提出者の資格審査を行う

(2) 第一次審査の項目は以下のとおりとする

① 事務所の業務実績

② 管理技術者、主任技術者の業務実績、経験年数

(3) 結果通知日

令和4年7月下旬

1 3. 第二次審査用書類の提出手続

(1) 提出期限

令和4年8月下旬（詳細な日時は、第一次審査の結果と合わせて通知する）

・ 事務局窓口での受付時間：土、日曜日及び祝祭日を除く8時30分から17時まで

・ 期限を過ぎると一切受理しない

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出書類及び提出方法

持参または郵送（受付期間内に必着、簡易郵便書留もしくは宅配便等配達記録が確認できるものに限る）

1 4. 第二次審査用書類部数等

(1) 提出書類

① 技術提案書（様式12）

② 業務の実施方針（様式13）

③ 施設整備の基本方針（様式14）

④ 特定テーマに対する提案（様式15）

⑤ 参考見積書（任意様式）

(2) 作成方法

別紙「技術提案書等作成要領」による

1 5. 第二次審査

(1) 実施日時

令和4年9月上旬（詳細な日時は、第一次審査の結果と合わせて通知する）

(2) 審査にあたり、燕市全天候型子ども遊戯施設設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する

(3) 技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、優先交渉権者及び次点交渉権者1者をそれぞれ選定する

(4) 提出された技術提案書等以外の追加資料等の配布は認めない

(5) 審査基準は、以下のとおりとする

① 事務所の業務実績及び管理技術者、主任技術者の業務実績、経験年数

② 担当チームの業務実施方針及び手法と提案（様式13）

③ 業務実施方針及び体制と計画の妥当性（様式13）

- ④施設整備の基本方針（様式 14）
- ⑤技術提案の的確性、独創性、実現性（様式 15）
- (6) 技術提案等の評価項目は以下のとおりとする。その提案内容は「燕市全天候型子ども遊戯施設整備基本構想」を踏まえたものとする。なお、選定された技術提案書の提案内容が、実際の設計にそのまま採用されるものではない

①施設整備の基本方針：本業務の理解度・実施方針

- ・基本的取組方針が、燕市全天候型子ども遊戯施設整備基本構想を理解した内容になっていること
- ・本施設が、子育て世代に長く愛されるような施設としたいため、それにふさわしい機能や外観の提案がされていること

②特定テーマ1：子どもの年齢に応じたゾーニングや遊具の考え方

- ・遊具だけでなく、空間の使い方の面からも安全面の配慮がされていること
- ・子どもや保護者がわくわくし、一度限りではなく、何度も来たいと思えるような提案がされていること

③特定テーマ2：障がいのある子もいない子も一緒に楽しめる工夫

- ・障がいのある子でも施設に入りやすく、障がいのある子もいない子も共に楽しめる工夫がされていること

④特定テーマ3：駐車場整備の考え方

- ・雨や雪等の悪天候時でも、駐車場と施設の間を移動しやすい工夫がされていること

1 6. 第二次審査結果の通知

第二次審査結果は、令和4年9月上旬から中旬に技術提案参加者に文書で通知する

1 7. 現地見学

現地見学は、技術提案書等の提出者が必要に応じ適宜自由に行うこととする。なお見学にあたっては、案内及び質問の受付は行わない

1 8. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする

- (1) この実施要領に定める手続き以外の手法で、選定委員会又は事務局等関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に違反した場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (5) その他、選定委員会が実施要領に違反したと認める場合

19. 設計業務委託契約

- (1) 特定した優先交渉権者に対し、燕市全天候型子ども遊戯施設設計業務に係る委託契約の第1交渉権が与えられ、燕市は、第1交渉権を与えられた者と当該委託業務の予算(市の定める算定方法により算出した、33,000千円を上限とする)の範囲内で業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者との契約が成立しない場合は、次点交渉権者と交渉を行う
- (2) 契約及び手続きは、燕市財務規則により行う

20. その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、プロポーザルに参加する者の負担とする
- (2) 本プロポーザルで提出された書類、資料等は返却しない。また、燕市は提出された書類、資料等を保存、記録、複製の作成及び情報公開請求条例に基づき公開する権利を有する
- (3) 本プロポーザルで提出された各書類の著作権は、元来、第三者に帰属するものを除き、各参加者に帰属するものとする
- (4) 本プロポーザルで提出された各書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、その承諾を得ておくこと。第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとする
- (5) 本プロポーザルにおける受託者は、本業務のすべての完了まで、管理技術者ならびに計画・意匠担当主任技術者の変更は原則できないものとする
- (6) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選考委員会が定める